

令和2年度^{た し せ たい}多子世帯における都立学校授業料等支援事業について

「多子世帯における都立学校授業料等支援事業」は、今年度から実施する東京都単独事業です。

所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）で、収入に関わらず、保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上いる世帯に対して授業料等を1/2に減額する制度です。

就学支援金の対象となるか判断がつかない場合は、まず、就学支援金の申請をして結果を確認してください。不認定だった場合、ご申請いただけます。この場合、多子世帯の減免の始期は就学支援金の申請月に遡りますので、ご安心ください。

記

1 授業料減額対象者（下記の条件すべてに該当する方が対象となります。）

減 免 対 象 者	授業料（年額）	月額
<u>所得制限により就学支援金の対象とならない世帯（年収目安910万円以上）</u>	118,800 円	9,900 円
かつ	↓	↓
<u>保護者等の扶養する23歳未満の子が3人以上</u>	59,400 円	4,950 円

2 申請方法及び受付期間

（1）申請方法

減額を申請する方は、申請に必要な書類（裏面参照）を提出してください。

（2）申請期限

随時

審査の結果、減額が決定した場合、申請月分の授業料から年度内の授業料が減免されます。

（3）留意事項

審査の結果は、申請者あて、文書で通知します。

減額決定は、年度ごとに行います。減額の決定を受けた方でも、次年度は改めて申請が必要です。申請月を遡っての減免の適用はできませんので御注意ください。

3 申請に必要な提出物

減免申請をする方は、下記書類を提出してください。

提出書類に不足のないよう御注意ください。

提出書類	備考
①授業料等減免申請書(申請者が記入・作成)	
②扶養親族等状況届	○記入例は「国保用」と「健保用」があります。 ○「1 扶養親族等の状況」は、年齢順に記入してください。
③扶養する子の3人以上の「健康保険証」のコピー (4月1日現在、23歳未満のお子さんのみ) 《表面のみ》	○A4サイズの用紙(タテ)に全員分を上から年齢順に並べてコピーしてください。 ○「②扶養親族等状況届」の「1 扶養親族等の状況」と一致します。

★押印箇所が2か所あります。①と②に1か所ずつです。

4 納入済みの授業料について

減額決定された方で、すでに前期分を納入されている方については、今後納入する授業料への充当手続きのご案内をします。手続き書類は、決定通知書と一緒に送付します。

なお、充当する授業料がない場合は、還付手続きのご案内をします。

5 問合せ先

都立小山台高等学校 経営企画室

電話：03-3714-8155／平日：午前9時から午後4時30分まで

★「多子(たし)世帯支援事業について」とお話しください。